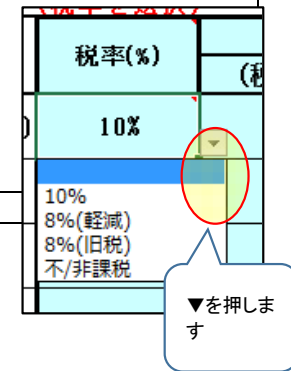


植木組 指定請求書に関するQ&A

請求書の変更	Q	指定請求書が新しくなったのはなぜですか？
	A	消費税法の改正により、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることになりました。これに対応するため、①登録番号欄の追加、②税率ごとに合計した取引金額に対して消費税額を計算するなどの変更をいたしました。
入力方法	Q	入力方法はどのようになっていますか。
	A	税抜金額の入力、税率の選択を行なっていただきます。 ①「税率（％）」で税率を選択していただきます。（右図が選択画面です） 手入力せずに、必ず表示される税率の中から選択してください。 ②「消費税」、「税込金額」は自動計算いたします。 「消費税」の金額が誤っている場合は、「税率（％）」を確認してください。 端数処理の都合で一致しない場合は、上書き入力してください。 不明な点がございましたら、記入例をご覧ください。
税率区分	Q	選択入力する税率は、どのようなものがありますか？
	A	選択入力できる税率は、以下の4つです。（右図が選択画面です） ①10%：2019年10月から適用されている通常の税率です。 ②8%（軽減）：飲食料品、定期購読の新聞に適用される軽減税率です。 ③8%（旧税）：2019年9月まで適用になっていた税率です。（経過措置が適用される工事代金の請求で使用します。） ④不/非課税：消費税が課税されない請求に使用します。
添付書類No.	Q	「添付書類No.」はどのように記載したらよいですか？
	A	請求明細や納品書等を指定請求書に添付していただく際に、指定請求書と添付した書類の関連を示すために、添付書類に印刷されている管理番号等を記載してください。 「工種・品目」欄に請求内容が記載されている場合は、「添付書類No.」は不要です。
エラーの対処	Q	「消費税」や「合計」で計算されず、エラーが表示されます。
	A	主に「税率（％）」欄で税率が選択されていないことが原因です。 選択した税率を使用して、消費税を計算したり、集計を行なっているため、正しい税率を選択してください。 詳細は、指定請求書(EXCEL)の「記入例」シートをご覧ください。
端数処理	Q	指定請求書で計算される消費税額と請求する消費税額が1円合いません。
	A	消費税の小数点以下の端数処理によるものです。指定請求書は通常「切捨て」で処理していますが、貴社が「切捨て」以外の処理をされている場合は、一致しない場合もありますので、「端数処理」欄で貴社の処理方法を選択してください。
導入前の使用	Q	インボイス制度の導入前に新しい指定請求書を使用してもよいのですか。
	A	国税庁よりインボイス制度の導入前でも、インボイス制度に対応した請求書を使用することに問題がないことが公表されております。



添付書類No.で指定請求書と納品書が関連していることがわかり、2つの書類を合わせてインボイスと見なされます。

工種・品名	添付書類No.
納品書のとおり	0010

№ 0010
納品書
20XX年10月分
10/5 材料 1,500

